

近代日中における翻訳事業と思想受容

—「自由」を実例として

王 曉 雨

Translation Enterprises and Cultural Exchanges between Modern China and Japan: the Case of “Liberty”

WANG Xiaoyu

“Ziyou”, a word originally from the Chinese classics, has been used in Japan since the end of the 16th century. In modern times, the word was introduced again to China as the translation of “liberty” and played an important role in the Sino-Japanese language-interchange history. In this article, the history of translation of “ziyou” both in China and Japan will be discussed. By making comparative analysis, we see how Sino-Japanese intellectuals with different cultural and political backgrounds adopted the western concept of “liberty” through their modern translation enterprise.

一、はじめに

「自由」は中国の古典に既に存在している言葉であり、『後漢書』、『三國志・呉朱桓』等において用例が見られる¹⁾。隋唐時代に入り、仏教の盛行とともに、「自由」は頻繁に用いられるようになり、「因果」によって死生に拘らないことを指している。唐宋時代の詩歌において「自由」の用例が多くなり、明清時代の民間文学作品にも「自由」の姿がよく見られる。胡其柱の『「自由」の前世今生』によると、晩清以前の「自由」の内包が三種類ある。「一つはだらしなく、勝手に行動し、マイナスな意味がある；一つは自主的に事を行い、プラスの意が少しある。もう一つは自由自在、拘束も束縛もなし、中性的な意味である。第一種の意味が晩清以前の文章に主導的地位を占有している。特に儒教文化の文脈における「自由」はしょっちゅうに勝手気まままで、消極的な行為として責められている。」²⁾ それらの「自由」の意味を考えると、「勝手」と対応し、あるいは「気まま」と同じようになるので、「自由」の意は、拘束がなく、勝手気まままで、その上、「でたらめ、やりたい放題、独断専行」などのマイナスな意味も含んでいる。一方、「自由」は漢語の転入に伴い日本に伝わった。『日本国語大辞典』によると、「自由」は「特に中古、中世の古文書などで）先例、しかるべき文書、道理などを無視した身勝手な自己主張。多くその行為に非難の意をこめて使われる。わがまま勝手。」³⁾ ということであった。明治以前の日本語における「自由」に関して、津田左右吉及び小堀桂一郎の論文で論述したことがある⁴⁾。要約してみれば、主として二つの意味がある。一つは中国から受け取った我儘勝手のマイナスな意味であり、もう一つは仏教文脈に基づく生死に拘なく超脱の意味である。安土桃山時代のキリシタン文献における「自由」は禅宗の「自由」と意味が似ていて、束縛から脱する超脱の意を表していた。

近代に至り、「自由」は翻訳語として日本から発足し、再び歴史的な舞台に登って活躍していた。蘭学時代から、「自由」はすでにオランダ語の「liberty」と「freedom」の訳語として用いられた。これに関して、柳父章の『翻訳成立事情』において、「自由」の一節に言及したことがある⁵⁾。実は、オランダ語辞書より早いラテン語辞典及びポルトガル語辞典にはすでに「自由」

1) 『辞源』（修訂本、第三冊）、（商務印書館、1982）、1585頁。

2) 胡其柱の「『自由』の前世今生」、（尋根、Root Exploration、(4)、2008年第4号）、107頁。

3) 『日本国語大辞典』（第二版、第6巻）、（小学館、2006年）、1197頁。

4) 津田左右吉、「自由といふ語の用例」、『津田左右吉全集』、第21巻、（岩波書店、1965年）、75-84頁；小堀桂一郎、『日本人の「自由」の歴史——「大宝律令」から「明六雑誌」まで』、（文藝春秋、2010年）

5) 柳父章、『翻訳成立事情』、（岩波書店、2003年）、180頁。

の姿が見つけられる。1595年、イエス会宣教師と日本修道士が長崎で編纂した『羅葡日対訳辞典』において、「自由」をラテン語の「libertas」の訳語に使われた。この辞典は「自由」という訳語を選んだ理由に関する記述はなかったが、辞典の序言には本辞典の訳語の典雅さを強調した。当時の日本において、漢語、特に仏語を典雅な言葉として尊うことから見れば、「自由」が仏教文脈における「束縛なし、自由自在」な意を借り、ラテン語の「libertas」に対訳した可能性が高いと推測される。その後編纂された『日葡字典』にはこの訳語を受け継いだ。蘭学時代に至り、最初の蘭和大辞典『ハルマ和解』（1796年）で、オランダ語の「vrijwilling」については「自由ニスル、障害ナク自在ニ働ラカル」と解説した。その後の『和蘭字彙』（1855年）は同じく「自由」という訳語を用いた。英学時代になり、最初の英語辞典『諸厄利亜語林大成』（1814年）には「liberty」の項目の下で、「リヘルデイ；自有（ジユウ）又放縦（ホシイママ）」と書いてある。そこの「自有（ジユウ）」は「自由」の可能性もあると筆者はそう考えている。『和蘭字彙』に参照し編纂した『英和対訳袖珍辞書』（1862年）において、「liberty」も「freedom」も「自由」に訳された。二年後出版された『仏語名要』（1864年）の訳語は蘭日辞書を参照したため、フランス語の「liberté」の訳語もそのまま「自由」を用いた。明治初期、19世紀前半来華宣教師が編纂した英語辞書は相次いで日本に流入し、近代日本の訳語に大きな影響をもたらした。その影響で、1872年の『英和字典』と翌年の『附音挿図英和字彙』においては、「liberty」と「freedom」の項目下、「自由」以外の「自主、不羈、自主之権、任意、寛大」などの訳語も現れてきた。明治12（1879）年、津田仙らが訓点した『英華和訳字典』が出版され、明治17（1884）年井上哲次郎によって『訂増英華字典』が出版された。中国からの翻訳語が大量に日本に引き受けた。中国からの「自主・任意・寛弘」は「liberty」や「freedom」の訳語として、日本から発足した「自由」とともに広められてきた。明治初期の知識人は「liberty」や「freedom」に対する理解に基づき、「自由・自主・不羈・自在」などいくつかの訳語から適切な訳語を選んで使っていた。1871年、中村正直がジョン・スチュアート・ミル（John Stuart Mill, 1806-1873）の『On Liberty』を翻訳して出版した。この訳本は日本に自由思想のブームを巻き起こした。その同時に、「自由」も日本中に広がって「liberty」や「freedom」の訳語として定着された。その後、日本に流亡した梁啓超の宣伝活動のおかげで、「自由」は20世紀初期の中国に紹介され、中国知識人や若者の間に流行っていた。その風潮とともに、「自由」は20世紀はじめ頃の中国にも根を下ろした。

「自由」は近代に成立した翻訳語であるが、単なる翻訳語ではなく、西洋からの自由精神のキー・コンセプトでもある。その原因で、「自由」という訳語の成立過程に、近代日中両国が自由精神に対する受容の歴史も反映したと言えよう。「自由」の訳語の成立をめぐり、学者が自由精

神の受容の歴史を論じる時によく言及された⁶⁾。しかしながら、先行研究は思想史や言語史の視点から研究したものが多く、翻訳史の視点から、訳語成立と思想受容の葛藤を探求する研究はまだ少ないと思う。本文は「自由」を一つの翻訳語、それに、自由精神のキー・コンセプトとして扱い、近代日中の知識人が翻訳活動を通じて、思想受容に加えた影響を探求した。

二、翻訳語「自由」と明治初期の啓蒙思想家たち

1. 福沢諭吉と翻訳語「自由」

「自由」は訳語として南蛮時代の辞書にすでに現れていた。しかしながら、それは単なる訳語であり、まだ一つの「概念」としては言えない。「自由」という言葉を初めて西洋からの「自由精神」と関連させ、日本国民に紹介したのは、福沢諭吉だと言ってもよいであろう。

1866年に出版された『西洋事情・初篇』の巻頭において、福沢はすでに「自由」の言葉を用いた。西洋の「文明の政治」の「六ヶ條の要訣」において、第一条はその「自主任意」であった⁷⁾。そこで、福沢が初めて「自由」を「文明」と関わらせた。また、「文明の自由」を唱えるために、福沢が「文明の自由」と「野蛮の自由」との区別を強調した。『西洋事情・外編』の「世の文明開化」のところに、福沢は思ったまま行動することが野蛮な自由であり、真の自由ではないと断言した。「文明の自由」は「文明開化に従て法を設け、世間一様にこれを施して、始て眞の自由なるものを見る可し」⁸⁾と説明した。それに、『西洋事情・二編』第一巻に人間の権利を論じた時、注解で「蛮野人民の自由とは何ぞや、乃ち居處定まらず、眠食恒なく、無智無学を以て自から安足し、世間風俗の何様たるを知らず、蠢爾として生涯を送るものを云ふ。蓋し文化の盛なる世界に在ては許さざる所の自由なり。」⁹⁾と、再び「野蛮の自由」を批判し、「文明

6) 日本方面の代表的研究成果：丸山真男、1947「日本における自由意識の形成と特質」『帝国大学新聞』(1947-8-21)。→丸山 [1995：153-161]；津田左右吉、1955「自由といふ語の用例」『心』(1955-7)。津田 [1965b：74-84]；浅井清、1966「日本における市民精神の成立——明治初期文学における〈自由〉の受容」『思想』504 (1966-6)：61-71；柳父章、1982「自由」『翻訳語成立事情』岩波新書；石田雄、1989『日本の政治と言葉——上「自由」と「福祉」』東京大学出版会；小堀桂一郎、2010『日本人の「自由」の歴史——「大宝律令」から「明六雑誌」まで』文藝春秋。

中国方面の代表的研究成果：胡其柱、「“自由”語詞的前世今生」、『尋根』、2008年第4期；胡其柱、「晚清“自由”語詞的生成考略」、『中国文化研究』、2008年第2期；周振鶴、「“自由”从哪里来」、『咬文嚼字』、2000年第11期；章清、「“国家”与“个人”之间——略論晚清中国对“自由”的阐述」、『史林』、2007年第3期；黄克武、『自由之所以然——嚴復对约翰弥尔自由主义思想的認識与批判』、上海書店出版社、2000年。

7) ここで、福沢は「自由」と「自主任意」を兼用した。福沢諭吉、『福沢諭吉全集』（第一巻）（岩波書店、1958年）、290頁。

8) 福沢諭吉、『福沢諭吉全集』（第一巻）（岩波書店、1958年）、392頁。

9) 同上、497頁。

の自由」を求めるべきと強調した。つまり、福沢が日本国民に提唱していたのは我儘放蕩の「野蛮の自由」ではなく、国の法律に従うことを前提とする「文明の自由」である。この「自由」を達成するこそ、社会が「文明開化」に邁進できるようになると言えよう。

一方、「文明の自由」を正しく日本国民に伝えるように、「自由」という訳語の解説について、福沢もいろいろ工夫した。『西洋事情・初篇』に初めて現れた「自由」に対して、福沢は「本文自主・任意・自由ノ字ハ、我儘放盪ニテ、国法ヲモ恐レズトノ義ニ非ラズ、総テ其国ニ居リ、人ト交テ、気兼ネ遠慮ナク、自分丈ケ存分ノコトヲナスベシトノ趣意ナリ、英語ニ之ヲ「フリードム」又ハ「リベルチ」ト云フ、未ダ的当ノ訳字アラズ。」¹⁰⁾と説明をつけた。そこからみれば、当時の福沢は「自由」と「自主任意」を用いながら、訳語を用心していたことが推測される。この後出版された『西洋事情・外編』と『西洋事情・二編』には福沢がほぼ「自由」という訳語を使用していた。しかしながら、「自由」の訳語はもともと日本にはない概念に果して当てられるかどうか、福沢は懸念していたようであり、「自由」の語に対してよく意味を制限するために注釈をつけていた。しかも、前文で示したように、福沢は自由権利を認める一方、自由権利に対する制限も強調していた。『西洋事情・外編』に権利を論じた部分に加えた解説において、福沢が「自由」が他人の権利を妨げべからず、国法や制度の許す範囲内に行うべきだと指摘した¹¹⁾。又、『西洋事情・二編』の例文で、福沢は訳語の選択の難しさを嘆き、「通義」と「自由」二つの翻訳語をめぐって翻訳の要義を論じた¹²⁾。文のなかで、読者、または学者に「自由」を「我儘放蕩」と誤らないように戒めた。「自由」が伝統文脈におけるマイナスな意味を慎んで用いた。1872年出版した『童蒙教草』の序文において、福沢は「自由」の濫用に対する心配を表した¹³⁾。福沢は「自由」を利用し、放恣に行動する「放肆無頼」な人達を批判した上、もう一度このような羈絆を脱し限度を越える「自由」が「真の自由」ではないと主張した。同年に出版された『学問のすすめ』は巻頭に天賦人權を唱えることで讃えられていた。福沢はこの名作においても、自由権利を提唱している一方、自由権利の制限を戒めていた。このように、福沢は「自由」の訳語を用いて自由権利を唱えながら、「自由」の訳語にも自由権利にも厳しく制限していた。

実は、福沢が自由権利を制限する同時に、「自由」という訳語を伝統文脈における「我儘放蕩」の内包を取り出し、近代文明な社会における新たな「自由」を入れ替えようと努めていた

10) 同上、290頁。

11) 同上、392頁。

12) 同上、486-488頁。

13) 福沢諭吉、『福沢諭吉全集』（第三巻）（岩波書店、1958年）、147-148頁。

と言えよう。『西洋事情・二編』の例文に、福沢は中国からの「自主・自専・自得・任意・寛容」などの訳語が完全に原語の内包を表し尽くせなかったと言った。「自由」を選んだことからみれば、福沢は中国からのこれらの訳語と比べ、「自由」も不十分なところもありながら、より一層原語の内包を表し尽くせるのではないかと思う可能性がある。もう一つの注意すべきなところは、福沢が「自由」という訳語に対する気がかりは自由権利に対する制限と呼応しているのではないかと思われる。

2. 明治初期の啓蒙者たちと「自由」訳語の成立

福沢諭吉の『西洋事情』をはじめ、明治初期の啓蒙者たちが日本国民に西洋の政治や文化などを紹介し、近代啓蒙活動を展開した。その同時に、西洋からの新たな物事は日本語でいかに説明すればいいかと啓蒙者たちもいろいろ工夫した。新概念の翻訳語に対して、蘭学時代の訳語や中国からの訳語などが混用される不安定な時期であった。「liberty」や「freedom」の訳語に対しても、中国英華辞書からの「自主・自在」や、蘭和辞書における「不羈、自由」などが併用されていた。

最初、加藤弘之が「自由」を使っていなかった。たぶん中国語からの影響をうけ、「自主」を選んだ。加藤が『隣草』の後に書いた草稿のなかに、「自主之権」というタイトルで、西洋で流行っている「フレイヘイド」を紹介した文章がある¹⁴⁾。文章の中で、「フレイヘイド」、つまり「freedom」の訳語について、加藤は日本も中国も直訳できなく、日本語に訳されれば、「自由自在」あるいは「任意」になると言った。中国語の訳語に関して、加藤は「フレイヘイド」の内包から分析し、「自主」という訳語が意識であると主張した。しかしながら、加藤は「自主」の訳語が原語の意を表し尽くすかまだ確信していないようで、その後の『真政大意草稿』では「任意自在」を用いた。1868年に出版された『立憲政体略』において、「自在」の訳語を使用した。それに、1870年『真政大意』が正式に出版された時、加藤は「任意自在」を「不羈」に替えた。ここについて、小堀桂一郎は恐らく『ハルマ字解』からの訳語に影響されたと推測した¹⁵⁾。『真政大意』において、加藤は人間の「不羈自立の情」を認め、政府及び憲法がその「不羈自立の情」を束縛べからずと指摘した。全書において、自由権利を言及した時はほぼ「不羈」を用いた。ただ一つの「自由」の用例が見られるが、意味からみれば、その「自由」は伝統文脈における「任意放蕩」の意を用いた。しかしながら、1872年から1874年の間に翻訳し出版された『一

14) 大久保利謙、『加藤弘之文書』（第一巻）、(同朋舎、1990年)、36頁。

15) 小堀桂一郎、『日本人の「自由」の歴史——「大宝律令」から「明六雑誌」まで』、(文藝春秋、2010年)、297頁。

般国法学』には、加藤は「自由」をドイツ語の「freiheit」の訳語に用いた。その後の文章においても、引き続き「自由」を使っていた。その時期、実は中村正直の『自由之理』が流行ってきて、「自由」という語も定着しつつある時期なので、加藤も恐らくそういう影響を受けたではないかと思われる。

1871年、イギリスから帰国した中村正直がミルの『On liberty』を翻訳し、『自由之理』という書名を冠して翌年に出版した。中村の訳本『自由之理』が出版されてから、知識人、特に若者に人気がある。その後、自由民権運動の地方リーダーとしての河野広中がその本に心を動かした。「動もすれば攘夷をも唱えた従来の思想が、一丁にして大革命を起こし、忠孝の道位をのぞいだけで、従来有っていた思想が木っ端みじんのごとく打ち壊されると同時に、人の自由、人の権利の重んずべきを知った」¹⁶⁾と言った。実は、中村は最初に「自由」を「LIBERTY」の訳語として認めていなかった。漢学出身の中村は中国からの英華辞書の影響を受け、「自主」という訳語を選んだ。『自由之理』の前に訳した『西国立志編』において、中村が用いたのは「自主」であった。『自由之理』に、「自由之理」という訳語の横に「自主之理」にも翻訳できると注解した。ここは英華字典、特にマリソンの『英華字典』における「自主之理」の訳語を受け継いだかもしれない。しかしながら、『自由之理』においては主に「自由」を使い、「自主」は「独立自主」の意で使われていた。しかも、1874年、中村正直は『西学一斑』において、「人民自由自立」「自由之権」などを使い、「自由」を「専権」や「専制」などの言葉と対応しながら使っていた。そこから見れば、中村は英華辞典の訳語を越え、自主的に「自由」という訳語を構築していたと言ってもよいであろう。

一方、近代日本学術用語の創製に大きな力を捧げた西周は「自由」に対してなかなか受け入れられなかったようである。西周が1868年に訳した『万国公法』には「自主」を使用した。ここは中国からの訳語をそのまま受け継いだ可能性が高い。凡例においても漢語の訳語を借用したと明言した。翌年、西周が津田真道と共同出版した『性法略』に使ったのは「自在」、その同時に、「自主之権」も用いた。西周の『百学連環』において、「liberty」と対訳されているのは「自在」や「自由自在」¹⁷⁾。また、「liberty of press」は「印刷自在」、「free right」は「自在之権」に翻訳された。西周は草稿や注釈のような非正式な文書しか「自由」を使ったことがある、正式な文書には他の言葉で「自由」を入れ替えた。明治十年代に書いた「憲法草案」において、宗教自由を言及した時、西周が使ったのは「自在」であった。実は、注釈の「編次の大意」に

16) 高橋昌郎、『河野磐州伝』(吉川弘文館、1996年)、104頁。

17) 京都大学、西周『百学連環』データベースより。

使われていたのは「自由」であった¹⁸⁾。しかも、「自由」が多く使われていた『明六雑誌』にも、西周は「自由」ではなく、「自在」を用いていた。『西周全集』に収録されている『燈影問答』において、西周は「自由」を使っていた¹⁹⁾。文章のなかで、西周は西洋の自由思想に基づき、それを儒教の性の思想と結合し、「人の本性」を論じた。この文章は西周の思想を研究する重要な文献と言われている。小堀桂一郎はこの文章における「自由」の用例を証拠として、西周が「自由」を使っていたと認定した²⁰⁾。しかしながら、この文章は弟子と先生の対談であり、記録したのは西周本人ではなかった。対談当時の用語をそのまま記録されたかどうかは測れないので、それを西周が「自由」という訳語を認めた証拠として扱うのは少し不十分かもしれないと、筆者は考えている。西周自身は直接に「自由」という訳語を論じたことはない。「自由」を使っていたのは『自由は自主に成るの説』と『阿編狭母氏法家哲学断片』であった。それはちょうど自由民権運動が盛んになり、国民の間に「自由」という言葉が飛び舞う時期であった。文章において、西周は自由の限界を強調し、国民に「自由」と「任意放蕩」との限界を注意させ、「自由」の濫用を戒めた。そこから、西周が「自由」の訳語に対する気がかりがすこし推測されるかもしれない。

1874年、森有礼と西村茂樹二人の奔走のおかげで、明六社が結成された。『明六雑誌』も機関誌として同年に刊行された。1875年11月14日停刊まで、全部で43号発行した。社長森有礼が創立一周年の記念講演で、毎月の売れた部数は平均3205冊であると述べた。この数字はときに驚異的な売れ行きと言える。『明六雑誌』の読者層が広く、転載されることも多いので、明治初期の思想啓蒙に大きな役割を果たしたというのは過言ではないと思う。『明六雑誌』における「自由」の用例を分析すれば、その時期「自由」はすでに「liberty」や「freedom」の訳語として扱われ、明六社を代表とする知識人に定着し始めたと推測される。『明六雑誌』の43号において、「自由」の用例は280カ所あり、「自主」の47カ所と「自在」の7カ所よりずっと多い。それに、「自主」という語は「自由」と組み合わせて用いられるところが多く、語意も「独立自主」を表す傾向がある²¹⁾。そこで、英華辞書からの「自主」は明六社の知識人に「liberty」や「freedom」の訳語として使わなくなったと考えられる。「自由」の用例のなかで、ほんの一部が伝統文脈における「我儘放蕩」の意を表している以外、自由権利の意を示している用例が多い。しかも、

18) 西周、「憲法草案」、大久保利謙編『西周全集』（第二巻）、（宗高書房、1962年）、197-237頁。

19) 西周、「燈影問答」、大久保利謙編『西周全集』（第二巻）、（宗高書房、1962年）、272頁。

20) 小堀桂一郎、『日本人の「自由」の歴史——「大宝律令」から「明六雑誌」まで』、（文藝春秋、2010年）、293頁。

21) 『明六雑誌』コーパスより、国立国語研究所

「自由之権」という形で用いられ、「文明」「開化」「権利」「国民之気質」などのような言葉と同時に姿を現れるのがよく見られる。そこからみれば、「自由」は自由権利のキーワードとして知識人に操られる一方、すでに西洋文明の代名詞、日本文明開化の目標になりつつある。

日本は自由民権運動を契機に、日本人が個人の権利を意識し始め、自由民権を擁護するようになった。日本社会は各政党の激しい闘争を通じ、「自由」という概念が確立されるようになった。1874年、板垣退助らによって設立された「立志社」は、天賦人權に基づいている民権思想を主張している。1880年、植木枝盛らは、「自由党準備会」を組織し、盟約の第一条に「吾党は自由を拡充し、権利を保全し」²²⁾と掲げている。1881年、西園寺公望、中江兆民を中心として、『東洋自由新聞』が創刊され、「自由」という言葉は広く知らせた。同年、「自由党」が発足し、「自由」の旗を高く掲げ、「主権在民」を唱える。そこからみれば、日本の「自由」概念は西洋からの天賦人權を基にし、国民主権を強調していた。それに、専制体制を突き倒す思想の代名詞として、近代の政治的概念の一つとなった。

柳父章は明治初期の知識人たちが「自由」の訳語に対して疑問や抵抗を持ち、明治7、8年頃初めてそのような抵抗を諦めて受け入れたと述べた²³⁾。筆者はそういう言い方にすこし賛成できないところがある。確かに、西周のように「自由」を回避しているような行動が見られる。しかしながら、大部分の知識人、例えば、加藤弘之、中村正直など、「自由」の訳語をめぐり、いろいろ模索したが、それは抵抗といえるかどうか断言しにくいと思う。

三、近代中国の知識人と「自由」訳語に関する論争

1. 来華宣教師と「自由」の訳語

1808年、「學術宣教」を提出したモリソン (Morrison Robert, 1782-1834) はこれから宣教活動の展開のために、『華英字典』を編纂することを着手した。その辞書は続々出版され、七年を経ち、ようやく1823年に完成された。これは中国史上最初の英華・華英辞書であった。この辞書において、「freedom」が「自主之理」に対訳された。中国文化を熟知しているモリソンは恐らく「自由」が中国伝統文脈におけるマイナスな内包を配慮した上、「自主」を選んだかもしれない。モリソンが編纂した辞書はその後の英華・華英辞書に大きな影響を与えた。「自主」という訳語も多くの英華辞書に受け継がれた。メドハースト (Walter Henry Medhurst, 1796-1857)

22) 「自由党盟約」、『日本史資料』〔4〕近代、(岩波書店、2009年)、146頁。

23) 柳父章、『翻訳成立事情』、(岩波書店、2003年)、185頁。

の『英漢字典』には「freedom」を「任意擅專、自主之事」と解説した。サミュエル・ウィリアムズ (Samuel Wells Williams, 1812-1884) の『英華韻府階』に「liberty」に関しては「自主、不能任意」と訳した。近代日本の訳語に大きな影響を与えたロプシャイト (Wilhelm Lobscheid, 1822-1893) の『英華字典』なら、「freedom」の項目の下では「自主者、治己之権、任意行之権」であり、「liberty」では「自主、自由、治己之権、自操之権、自主之理」と書いてある。当時の來華宣教師の多くは中国伝統文化を熟知し、「liberty」や「freedom」の訳語として、「自由」より「自主」のほうに気に入ったようである。宣教師が出版した雑誌や新聞においても、ほとんど「自主」を使っていた。ドイツの宣教師ギュツラフ (Karl Friedrich Augustus Gützlaff, LMS, 1803-1851) は1833年に広州で『東西洋考毎月統記伝』という雑誌を創刊し、教義を宣伝する一方、西洋の政治や文化などを紹介する。ヨーロッパ各国の政治制度を紹介する文において、自由権利を言及した時、「自主之理」という言葉で表している。また、1838年3月、『自主之理』という文章を掲載し、平等の思想や言論自由と信教自由の権利を紹介した²⁴⁾。ここで用いられたのも「自主之理」であった。

しかしながら、宣教師が造った「自主之理」や「自主」などの訳語はこの時期中国に伝わった西洋知識と同じように、果して中国知識人たちの重視をもらわなかった。アヘン戦争以後、西洋との接触が増えたとともに、「自由」は偶々に外国関係の文書や文章に見られる。例えば、1868年7月28日に調印した『中美統増条約』には「現在両国人民互相往來、或遊歴、或貿易、或久居、得以自由、方有利益」²⁵⁾ というような用例がある。しかし、この「自由」が「拘束なく」の意味が強く、伝統の意味と近いと思う。1884年、『日本國志』において、黄遵憲は「自由」について次のように解釈している。「他人に拘束されない。それは人間がおのおの身を持ち、身が自由である意味である。上の人が抑制も束縛もべからず。」²⁶⁾ すなわち、自由という言葉は西洋、あるいは日本からの概念であり、人身の自由を指し、他人に拘束も束縛も一切なく、自分自身の希望に従い行動すべきである。ここで一番注意すべきなのは、黄遵憲が「上の人が抑制も束縛もべからず」と指摘したことである。それは自由民権運動に影響されたかもしれない。また、1893年頃、陳熾の『庸書』には「爾自由之説、此倡彼和、流弊已深」²⁷⁾ と批判した。胡其柱はこの「自由」が主語となったことで表現の転換と示し、この「自由」がすでに近代文脈における「自由」に見做せると指摘した。胡氏が指摘した前半の部分は賛成しているが、

24) 愛漢者等編、黄時鑑整理、『東西洋考毎月統記伝』、(中華書局、1997年)、339頁。

25) 王鉄崖主編、「中美統増条約」、『中外旧約章汇编』第一冊、(三聯書店、1982年)、262頁。

26) 黄遵憲、『日本國志』卷37、(古籍出版社、2001年)、392頁。筆者訳。

27) 趙樹貴、曾麗雅編、陳熾著、『陳熾集』、(中華書局、1997年)、139頁。

後半についてはすこし違う意見がある。陳熾が西洋からの「自由」は綱常なくの行動と批判しているところからみれば、やはり伝統的文脈における「自由」に対する認識や価値判断を乗り越えられないと思っている。

2. 「自由」の勃興と自由思想の転入

日清戦争後、知識人をはじめ、中国人が初めて世界を見なおした。西洋からの知識を学び、日本がその重要なルートの一つとなった。西洋からの科学や政治文化などの知識とともに、「自由」という訳語も中国人の視野に入ってきた。

日清戦争で中国が敗戦した後、嚴復が天津『直報』で『論世変之亟』を発表した。文章のなかで、嚴復は中国が西洋より弱い原因を「自由」にまとめた。嚴復によれば、西洋の「自由」は限界がある「自由」であり、他人の「自由」を損害してはならない「自由」である。この「自由」は中国の知識人が怖がって反対している「自由」とは違うもので、恐れる必要ない²⁸⁾。嚴復が「自由」に対する評価、それに、伝統的な「自由」とははっきり区別しているところは、この時代ではいうまでもなく先進的である。しかしながら、日清戦争後の嚴復が「自由」を提唱したが、まだ国民たちに重視されなかった。「自由」という言葉、そして、自由思想が全国で広がったのは梁啓超の宣伝活動によることであった。日本に逃亡する前、梁啓超が「自由」に対しては、まだ中国に適用するかとうかと懸念していた²⁹⁾。1898年、梁啓超が日本に逃亡した。梁啓超は日本に到着した後、様々な本を読んで、思想が一変したと述べた³⁰⁾。1899年、梁啓超が『自由書』を綴った。1902年、『新民叢報』に『新民説』を連載した。『論自由』において、梁啓超が「自由」を高く評価した。「自由というものは、天下の公理であり、人生の要具である。不適切なものがない³¹⁾。そのみならず、その時期の梁啓超は「自由」という訳語にも積極的な態度を持っている。しかも、言葉遣いが激しく、立場もはっきりしている。1900年、師康有為への手紙において、「自由」を「今日時勢を救う良薬であり、不二の法門である」と称している。また、たとえ先生が反対しても、「自由の義」を放棄しない³²⁾と言った。『論自由』の巻頭において、単刀直入に「不自由なら、寧ろ死んだほうがまだ」と言った。それは当時の熱血青年

28) 嚴復著、王栻主編、『嚴復集』、(中華書局、1986年)、514頁。

29) 梁啓超は『時務報』に発表した『論變法必自平滿漢之界始』という文においては、中国国民の智力が未開で、現在の中国で「自由」を提唱するなら、フランス大革命のような窮地になるおそれがあると述べた。この時期の梁啓超は「自由」に関しても明確な理解を持ってないと言える。

30) 丁文江、張豊田編、『梁啓超年譜長編』、(上海人民出版社、2009年)、123頁。

31) 梁啓超、「十種德行相反相成義」、『飲冰室合集・專集之五』(中華書局、1932年)、45頁。

32) 丁文江、張豊田編、『梁啓超年譜長編』、(上海人民出版社、2009年)、234頁。

たちの決まり文句となった。

3. 「自由」の訳語をめぐる論争

梁啓超の宣伝活動とともに、「自由」は20世紀初めごろの中国で広がっていた。その同時に、「自由」という訳語の適切さをめぐる論争も知識人の間に騒ぎ立てた。張之洞は、libertyを「自主」に訳したのが宣教師からの誤りであるといった。それに、「リベルター」は、「各事公正、公衆に有利なこと」を意味するので、「liberal」を「自由党」に訳すのではなく、「公論党」に訳したほうがよいと主張していた³³⁾。ここから、張之洞が「自由」という訳語にあまり賛成していないと考えてもよからう。張之洞の非難に対し、学者何啓、胡礼垣が『「勸学編」書後』で反論した³⁴⁾。彼らの考え方によると、「リベルター」は、『中庸』の言う「天命は性と言い、本性に従うことは道となる」と同じものである。言い換えれば、天命の本性、すなわち「善」のこと。もともと性の性に従い、それは「自由」である。しかも、「自由」という訳語が日本から伝来し、その語の本義を尽くすことはできないが、大体の趣旨が訳されたと指摘した。嚴復も『群己權界論』の訳凡例においても張之洞の言い方を反論した。しかしながら、その時期の嚴復自身も最初大いに「自由」を提唱する時と違い、「自由」という訳語の誤用を懸念しているようである。『On liberty』を翻訳する時、嚴復はわざと「自由」のと同じ発音の「自繇」を選んだ。嚴復は最初『On Liberty』を「自繇釈義」と訳したが、結局『群己權界論』と改めた。その原因といえば、やはりその語のマイナスな意味が気にかかっていたのであろう。「liberty」という語が、他人の自由に対する尊重や社会の秩序を前提とする個人の自由を指している。もし限界をはっきりさせることなく、勝手に押し広めていけば、社会の秩序を乱す恐れがある。新しい言葉の確立に対して、嚴復が『自由論』の『訳凡例』においては、適切な訳語を作る難しさを感じ嘆いたことがある。しかしながら、「繇」という漢字が複雑すぎて、結局「自由」に取って替えられた。

つまり、「自由」という訳語の確立は伝統文脈から離れ、梁啓超の時期にいたって定められた。近代中国知識人の模索も、西洋をめぐる展開された論争や検討も、「自由」と言う概念の変容に深く刻み込まれている。梁啓超が理解している「自由」、西洋文脈に基づいている天賦人權の思想に対する絶賛している一方、中国の文脈に基づいている「我儘」の意味を制約し、警

33) 張之洞著、苑書義、孫華峰、李秉新主編、『張之洞全集』第十二冊、(河北人民出版社、1998年)、9723頁。

34) 何啓、胡礼垣著、鄭大華点校、『新政真詮』、(遼寧人民出版社、1994年)、414-416頁。

戒していた。それは梁啓超自身に存在している矛盾ではなく、その概念が「自由」という訳名に定められた時にすでに存在している問題であろう。

まさに康有為が指摘したように、「自由」という訳語が日本から発足し、西洋「自由」概念の内包を言い尽くさなかった。しかしながら、日本知識人が用いた「自由」も西洋「自由」概念の一部だけだと思う。それだからこそ、その概念に近代日本知識人の思惟方法が映されている。中国の知識人が日本から西洋の「自由」概念を輸入する同時に、日本知識人による理解も輸入されてきたとも言える。それにしたがって、近代中国における「自由」概念の変容は伝統的価値観、西洋価値観に対する認識及び日本知識人の西洋認識も混じっていたと思う。

四、おわりに

中村正直の訳本『自由之理』が出版されてから、当時の知識人、特に若者に非常に人気がある。この訳本における西洋の自由思想が日本国民を大いに啓発し、自由民権運動を巻き起こした。それに対して、中国人はこの概念の翻訳をめぐり注意深く対応していた。慎重な態度を取る所以は、日本の訳本からの影響を見過ごしてはいけないと思う。その時期に、日本の訳本が参照指標として、中国の知識人に西洋を理解する近道を教えていたが、日本人が西洋に対する理解も中国知識人に押し付けた。日本学者土屋英雄が指摘したように、梁啓超の権利・自由論は、日本人の著作または日本の訳本を「仲介」して築かれたものである。そのために、梁啓超の民権思想は、自由を重視するが、平等を軽視し、「群体」を大切にすが、「個人」を非難、排斥している。それに、弱者の「自己存在を求めべき」、「勝利を求めべき」、「優勝を求めべき」、権利を侵害する強者と争う、と梁啓超はより強調している。要するに、直接に西洋の思想を摂取することによって梁啓超は、自らの思想理論をいっそう多様化し、独自の性格を持つようになった³⁵⁾。

「自由」概念の変容を考えてみると、最初の中国の伝統文脈における「我儘」の意から、宣教師による「リベルター」、「自主の理」まで、さらに、日本知識人の主張する「自由」、「自主」から、中国知識人が理解した「民権」、「自繇」まで、最後にその訳語が定められた。この過程において、近代日中両国は翻訳を通じ、文化交渉活動を行っていた。また、このような交渉に従い、西洋学問の受容を目的とする学术交流も、民族独立を目的とする思想交流も、自身の近代化を推し進めることを目的とする文明交流も、それぞれ行なわれていた。

35) 土屋英雄、「梁啓超の「西洋」摂取と権利・自由論」、狭間直樹編、『共同研究 梁啓超—西洋近代思想受容と明治日本』（みすず書房、1999年）、124頁。

それだけではなく、19世紀西洋勢力の進出により、政治的枠組も文明観も組み直されていった。日本の場合は世界中心の移転を意識し、「文明」に対して思い切って転向した。その選択に専念し、従来知識や文化構造に批判的に問い詰め、新たな文化思想を受け入れようとする姿勢が目立った。しかしそもそも東アジアの「文化中心」とされた中国は、まず文化的、心理的な喪失感に直面し、そして乗り越えなければならなかった。そのため、伝統的な道徳と価値観から切り離れ、新たな文化を受け入れることになるまでの模索期は日本よりは長かった。日本において、伝統文化や学問からの束縛はあるものの、漢語を用いて西洋文化の訳語とする作業は中国より自由自在であった。一方中国においては、伝統文化との区別や限界に拘れていた。このような訳語に対する日中両国の異なる姿勢は、実に文化受容における日中知識人の思想様式を映したともいえるのであろう。